

# 「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」による被災者に対する特別措置

福岡女子短期大学

このたびの平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げます。また、被災された皆様の一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。

福岡女子短期大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、平成31年度入学試験において、別紙の災害救助法適用地域等の居住者を対象とした特別措置を設けます。

## 1. 対象となる被災地域

別紙参照

## 2. 対象・措置内容

対象となる被災地域に本人又は父母のいずれか（又は家計支持者）が居住しており、下表のいずれかの要件を満たされる方。

	対象	措置内容	免除額（年間）
(1)	父母のいずれか（又は家計支持者）が亡くなられた場合、又は家屋が全壊又は全焼した場合	検定料、入学金を免除 学納金を全額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>1,161,500</u> 円（1年次） <u>921,500</u> 円（2年次） （音楽科） <u>1,526,500</u> 円（1年次） <u>1,281,500</u> 円（2年次）
(2)	父母のいずれか（又は家計支持者）が負傷され1ヶ月以上の加療が必要な場合、又は家屋が損壊又は火災もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合	検定料、入学金を免除 学納金を半額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>706,500</u> 円（1年次） <u>466,000</u> 円（2年次） （音楽科） <u>891,500</u> 円（1年次） <u>646,500</u> 円（2年次）
(3)	家計支持者が災害により失職した場合又は家計支持者の事業所・店舗が損壊を受け学納金の納入が困難な場合	検定料は免除 入学金・学納金を半額免除 （1年次のみ）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>606,500</u> 円（1年次） （音楽科） <u>791,500</u> 円（1年次）

※免除される学納金は、授業料、施設資金、教育充実費、委託分です。

※返還の義務はありません。

※申請書類等により審査のうえ決定します。

※農林業関係に被害がある場合は、「被災証明書」に記載された状況により、措置内容を考慮します。

## 災害救助法適用地域

府 県	市 町 村
福岡県	飯塚市
山口県	岩国市
高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、小田郡矢掛町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田群西粟倉村、加賀郡吉備中央町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部町、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹後町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、穴栗市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
島根県	江津市

お問い合わせ先

福岡女子短期大学 入試広報課 (TEL092-922-2483)